

人事行政の運営等の状況

つるぎ町人事行政の運営等の状況に関する条例(平成18年条例第7号)に基づき、令和元年度における本町の人事行政の運営の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員採用の状況(令和元年度)

| 職 種 | 採用者数 |
|-------|------|
| 一般事務職 | 1人 |
| 技能労務職 | 2人 |
| 教諭 | 1人 |
| 計 | 4人 |

(2)退職の状況(令和元年度)

| 職種 \ 区分 | 定年退職 | 応募認定退職 | 普通退職 | その他 | 計 |
|---------|------|--------|------|-----|-----|
| 一般事務職 | 10人 | 1人 | 0人 | 1人 | 12人 |
| 技能労務職 | 3人 | 0人 | 0人 | 0人 | 3人 |
| 幼稚園教諭 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 13人 | 1人 | 0人 | 1人 | 15人 |

(3)再任用の状況(令和元年度)

再任用制度とは、年金制度の改正による公的年金支給開始の年齢引上げに伴い、雇用と年金の接続を図るとともに、職員が長年公務で培った知識・経験を行政サービスの質の向上に結びつけることを目的に、定年等で退職した職員を改めて任用するものです。

| 職種 \ 区分 | 常時勤務職員 | | 短時間勤務職員 | |
|---------|--------|-------|---------|-------|
| | | 内任期更新 | | 内任期更新 |
| 一般事務職 | 0人 | 0人 | 8人 | 3人 |
| 計 | 0人 | 0人 | 8人 | 3人 |

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成31年4月1日現在)

| 部門 | 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|-----------|------|-------|-------|------------------------------|---------------------------|
| | | 平成30年 | 平成31年 | | |
| 一般行政部門 | 議会 | 3人 | 3人 | 0 | |
| | 総務 | 51人 | 49人 | ▲2 | 業務見直し及び退職による減員 |
| | 税務 | 7人 | 6人 | ▲1 | 業務内容見直しによる減員 |
| | 民生 | 56人 | 51人 | ▲5 | 事務分掌改変に伴った主たる所掌事務の変更による減員 |
| | 衛生 | 14人 | 13人 | ▲1 | 業務内容見直しによる減員 |
| | 労働 | 0人 | 0人 | 0 | |
| | 農林水産 | 15人 | 13人 | ▲2 | 事務分掌改変に伴った主たる所掌事務の変更による減員 |
| | 商工 | 10人 | 12人 | 2 | 観光施設における新設課の設置に伴う増員 |
| | 土木 | 21人 | 20人 | ▲1 | 事務分掌改変に伴った主たる所掌事務の変更による減員 |
| | 小計 | 177人 | 167人 | ▲10 | |
| 教育 | 27人 | 40人 | 13 | 当年度より町単独での学校給食センター運営等に伴う職員の増 | |
| 普通会計計 | 204人 | 207人 | 3 | | |
| 公営企業等会計部門 | 病院 | 151人 | 149人 | ▲2 | 退職及び業務見直しによる減員 |
| | 水道 | 10人 | 8人 | ▲2 | 事務分掌改変に伴った主たる所掌事務の変更による減員 |
| | 下水道 | 1人 | 1人 | 0 | |
| | その他 | 17人 | 23人 | 6 | 事務分掌改変に伴った主たる所掌事務の変更による増員 |
| | 小計 | 179人 | 181人 | 2 | |
| 合計 | 383人 | 388人 | 5 | | |

(5) 年齢別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|------|
| 職員数 | 0人 | 5人 | 17人 | 38人 | 53人 | 58人 | 51人 | 50人 | 38人 | 34人 | 42人 | 2人 | 388人 |

2 職員の人事評価の状況(平成31年4月1日現在)

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力と挙げた業績を公正に評価することで、主体的に業務に取り組むより一層高い能力を持った職員を育成し、住民の皆さまへのサービス向上につなげることを目的とするものです。

つるぎ町におきましても、平成28年4月1日から制度運用を開始し、将来はその結果を昇格、昇給等に反映していくこととしています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 住民基本台帳人口 (平成31年1月1日) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | (参考) 平成29年度の人件費率 |
|--------|-------------------------|-----------|---------|-----------|-------------|---------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 平成30年度 | 8,959 | 8,404,232 | 115,725 | 1,634,678 | 19.45 | 20.89 |

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|--------|----------|---------|--------|---------|-----------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 平成30年度 | 204 | 728,065 | 61,333 | 291,643 | 1,081,041 | 5,299 |

(注)職員手当の額には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|--------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 44.2 歳 | 310,900 円 | 346,660 円 |
| 技能労務職 | 46.1 歳 | 283,500 円 | 299,221 円 |
| 教 育 職 | 42.9 歳 | 276,700 円 | 291,513 円 |

(4) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

| 区 分 | | つ る ぎ 町 | 国 |
|-------|-----|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 180,700 円 | 180,700 円 |
| | 高校卒 | 148,600 円 | 148,600 円 |

(5) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当(平成31年4月1日現在:平成30年度支給実績)

| 区 分 | 期 末 手 当 | 勤 勉 手 当 |
|---------|-----------------------|----------|
| 6 月期 | 1.225 月分 | 0.900 月分 |
| 12 月期 | 1.375 月分 | 0.950 月分 |
| 計 | 2.600 月分 | 1.850 月分 |
| 加 算 措 置 | 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり | |

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

| 区 分 | 自 己 都 合 | 応 募 認 定 ・ 定 年 |
|-----------|---------------------|---------------|
| 勤 続 20 年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤 続 25 年 | 28.0395 月分 | 33.270750 月分 |
| 勤 続 35 年 | 39.7575 月分 | 47.709000 月分 |
| 最 高 限 度 額 | 47.7090 月分 | 47.709000 月分 |
| 加 算 措 置 | 定年前早期退職特例加算(2%~45%) | |

ウ 扶養手当(平成31年4月1日現在)

| 扶 養 親 族 | 配 偶 者 あ り | 配 偶 者 な し |
|---------------|-----------|-----------|
| 配 偶 者 | 6,500 円 | |
| 子 | 10,000 円 | 10,000 円 |
| そ の 他 扶 養 親 族 | 6,500 円 | 6,500 円 |
| 16~22歳の子の加算 | 5,000 円 | 5,000 円 |

エ 住居手当(平成31年4月1日現在)

| 区 分 | 支 給 月 額 |
|-----|--------------------------|
| 借 家 | 家賃の額に応じて支給(支給限度額27,000円) |
| 持 家 | 平成21年度廃止 |

オ 通勤手当(平成31年4月1日現在)

| | |
|----------|--|
| 自動車等の使用者 | 片道の使用距離が2km以上60km未満の職員に2,000円~29,800円を支給 片道の使用距離が60km以上の職員に31,600円を支給 |
|----------|--|

(6) 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

| 区 分 | | 給 料 | 月 額 | 等 |
|--------|-------|----------|--------|---|
| 給 料 | 町 長 | 754,000円 | 期 末 | 6月期 1.575月分 12月期 1.775月分 (平成30年度支給実績) |
| | 副 町 長 | 604,000円 | | |
| | 教 育 長 | 553,000円 | | |
| 報 酬 | 議 長 | 274,000円 | 手 当 | |
| | 副 議 長 | 233,000円 | | |
| | 議 員 | 195,000円 | | |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的なもの)(令和元年度)

| | |
|----------|--------------------|
| 1週間の勤務時間 | 38時間45分 |
| 1日の勤務時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| 休憩時間 | 正午から午後1時まで |

(2) 休暇等の取得状況(平成30年1月1日から平成30年12月31日)

| | |
|--------------|--------|
| 年次有給休暇平均取得状況 | 13.0 日 |
| 介護休暇取得者数 | 0 人 |

(3) 主な特別休暇(平成31年4月1日現在)

| 種 類 | 付 与 日 数 等 |
|----------------------|---------------------------|
| 公民としての権利を行使する場合の休暇 | 必要と認められる期間 |
| 証人等として官公署等へ出頭する場合の休暇 | 必要と認められる期間 |
| 骨髄提供者となる場合の休暇 | 必要と認められる期間 |
| ボランティア活動に参加する場合の休暇 | 5日以内 |
| 結婚する場合の休暇 | 7日以内 |
| 出産に係る産前の場合の休暇 | 産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間) |
| 出産に係る産後の場合の休暇 | 産後8週間 |
| 生後1年に達しない子を保育する場合の休暇 | 1日2回、それぞれ30分以内 |
| 妻が出産する場合の休暇 | 2日以内 |
| 育児参加をする場合の休暇 | 5日以内 |
| 父母、配偶者、子の看護のための休暇 | 1年に5日(家族が2人以上の場合は10日)以内 |
| 短期の介護をする場合の休暇 | 1年に5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内 |
| 親族が死亡した場合の休暇 | 死亡した親族によって1日から10日以内 |
| 父母、配偶者、子の祭日 | 1日以内 |
| 夏期休暇 | 3日以内(7月1日～9月30日までの期間内) |

5 職員の休業に関する状況(平成30年度中に新たに取得した者)

| | |
|-------------|-----|
| 育児休業取得者数 | 2 人 |
| 自己啓発等休業取得者数 | 0 人 |

※ 現在、配偶者同行休業、修学部分休業、高齢者部分休業につきましては、条例化していません。

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(令和元年度)

(1)分限処分の状況

| 処分の内容 | 処分した職員数 | 処 分 の 事 由 |
|-------|---------|-----------|
| 免 職 | 0 人 | |
| 休 職 | 0 人 | |
| 降 任 | 0 人 | |
| 降 給 | 0 人 | |

(2)懲戒処分の状況

| 処分の内容 | 処分した職員数 | 処 分 の 事 由 |
|-------|---------|-----------|
| 免 職 | 0 人 | |
| 停 職 | 0 人 | |
| 減 給 | 0 人 | |
| 戒 告 | 0 人 | |

7 職員のサービスの状況(平成30年1月1日から平成30年12月31日)

地方公務員法第30条では、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。

このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事、政治行為の制限などが課せられています。

(1)職務に専念する義務の免除

職員は勤務時間中、その全力を挙げて職務に専念することが義務付けられていますが、地方公務員法の規定、または職務に専念する義務の特例に関する条例で定められた、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、そのほか規則によって定められた活動等を行う場合については、職務に専念する義務が免除されることがあります。

なお、平成30年中においては研修、定期健康診断や人間ドックの受診を除き、講師派遣や消防団活動などにより、56件の職務専念義務免除が承認されています。

(2)営利企業等従事許可

職員は、任命権者の許可なく営利を目的とする会社などの役員や地位を兼ねたり、自ら経営をしたり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事することはできません。

平成30年中は、工業統計調査員3件、住宅・土地統計調査員6件、国民生活基礎調査員3件の計12件について営利企業等従事許可申請書の提出があり、全て許可されています。

※ 消防団活動については、サービス規程において、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づいた消防団員の兼職が承認された場合、営利企業に従事するための許可を必要とせず、かつ職務専念義務が免除されることが定められています。

8 職員の退職管理の状況(平成31年4月1日現在)

地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年4月1日から地方公務員の退職管理制度が施行されました。

つるぎ町におきましても関係条例を制定し、元職員による働きかけ規制の円滑な実施と退職管理の適正確保のため、管理監督者(6級の職務にあった者)であった元職員に対して、離職後2年以内の営利企業等への再就職について、任命権者への届出を義務付けています。

○平成30年度に退職した管理監督者の再就職状況

| 退職者数 (6級の職務 にあった者) | 再就職者数 | | | 再就職 しない者 |
|--------------------------|-------|----------------|-------|-------------|
| | 再任用 | つるぎ町 (臨時職員) | 営利企業等 | |
| 5人 | 2人 | 0人 | 0人 | 3人 |

9 職員の研修の状況(令和元年度)

○本町主催の研修

| 研 修 名 | 受 講 者 数 |
|---------|---------|
| 防災研修 | 52人 |
| 人事評価者研修 | 47人 |
| 人権研修 | 53人 |
| 自殺予防研修 | 138人 |

○徳島県自治研修センター等主催の研修(その1)

| 研 修 名 | 受 講 者 数 |
|------------------|---------|
| 市町村新規採用職員研修(前期) | 0人 |
| 市町村新規採用職員研修(後期) | 0人 |
| 市町村職員研修Ⅰ | 15人 |
| 市町村職員研修Ⅱ | 8人 |
| 市町村係長研修 | 11人 |
| 市町村課長補佐研修 | 9人 |
| 市町村課長級研修 | 6人 |
| 市町村人事評価者研修 | 1人 |
| 市町村保育士等の保護者対応研修 | 1人 |
| 市町村特定個人情報保護研修 | 3人 |
| 市町村簿記入門研修 | 1人 |
| 住家被害認定調査員研修 | 3人 |
| 市町村新地方公会計研修 | 2人 |
| 徳島県災害支援員マネジメント研修 | 2人 |
| 市町村税務職員研修 | 2人 |

○徳島県自治研修センター等主催の研修(その2)

| 研 修 名 | 受 講 者 数 |
|-----------|---------|
| 市町村SDGs研修 | 1 人 |

○派遣研修等

| 研 修 名 | 受 講 者 数 |
|-------------------------|---------|
| 徳島県西部総合県民局地方創生部にし阿波振興担当 | 1 人 |
| 一般社団法人 そらの郷 | 1 人 |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法により、地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

(1) 福利厚生の状況

○制度ごとの加入団体の状況

| 区 分 | 加 入 団 体 | 事 業 内 容 |
|---------|--------------------------|---|
| 福利厚生制度 | 徳島県市町村職員互助会 徳島県教職員互助会 | 公益事業(教育支援、防災支援など) 福利厚生事業(医療・慶弔・休業等に関する給付、ライフプランセミナー等の講座、人間ドック等の助成など) |
| 共 済 制 度 | 徳島県市町村職員共済組合 公立学校共済組合 | 短期給付事業(健康保険に関する給付) 長期給付事業(年金・一時金に関する給付) 福祉事業(保健保持増進、貯金、貸付など) |

○福利厚生事業に係る公費補助の状況(平成30年3月31日現在)

| 団 体 名 | 会 員 数 | 公費補助総額 | 公費補助率 | 1人当たりの公費補助額 |
|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| 徳島県市町村職員互助会 | 226 人 | 2,636,000 円 | 50 % | 12,000 円 |
| 徳島県教職員互助会 | 11 人 | 0 円 | 0 % | 0 円 |

(2) 健康診断の状況(令和元年度)

| 区 分 | 受 診 者 数 |
|--------|---------|
| 定期健康診断 | 72 人 |
| 人間ドック | 120 人 |

(3) 公務災害の発生状況(令和元年度)

地方公務員災害補償制度とは、地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害、死亡)、または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償法の規定により、地方公務員災害補償基金がその災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことで、地方公務員とその遺族の生活の安定と福祉の向上に貢献することを目的とするものです。

| 区 分 | 発 生 件 数 | 認 定 件 数 |
|---------|---------|---------|
| 公 務 災 害 | 1 件 | 1 件 |
| 通 勤 災 害 | 0 件 | 0 件 |

(4) 措置要求・不服申立ての状況(令和元年度)

| 区 分 | 件 数 |
|--------------------|-----|
| 勤務条件等に関する措置の要求の状況 | 0 件 |
| 不利益処分についての不服申立ての状況 | 0 件 |